

償却資産申告書の提出は

2月1日(月)まで

申告対象となる

償却資産(例)

町内に事業用資産を所有している個人または法人は、毎年1月1日現在で所有する償却資産の申告が必要です。期限内の申告にご協力ください。

特に、確定申告で事業の必要経費に減価償却費を計上される場合は、この申告漏れがないか、ご注意ください。

◆対象となるもの

その事業のために用いることのできる機械・器具・備品などで、耐用年数が1年以上で1品あたりの取得価額が原則10万円以上のもの

※自動車税・軽自動車税の対象になるものは、償却資産の対象になりません。

これまで申告をされたことがない方でも、事業用の資産をお持ちであれば対象となりますので申告をしてください。

※申告書は税務課及び各支所総合窓口にあります。

【農業】

・乾燥機、動力噴霧器、堆肥舎、定植機など

【漁業】

・漁船、漁網、魚群探知器、無線機など

【小売店】

・商品陳列ケースなど

【理容業・美容業】

・理美容椅子・洗面設備・サインポールなど

【飲食店】

・厨房設備、レジスター、冷蔵庫など

【再生可能エネルギー発電事業】

・太陽光パネル、架台、附属装置など

◆提出期限

平成28年2月1日(月)

◆提出先 税務課、各支所総合窓口

◆問い合わせ先 税務課

☎0859・54・5208

はい!

消費生活相談窓口です

相談窓口寄せられる相談と対処の方法をお伝えしていきます。今の情報を知っておくと、適切な対応ができます。

古着を売るつもりが 貴金属を出してと しつこく言われた!

貴金属ですか?...
着物は?



指輪・ネックレスを
だしてください

【相談】

「着物や浴衣などの古着を買取ります」と女の人から電話があり了解をしたところ、数時間後に男性が自宅にやって来ました。古着は見ずに、「指輪やネックレスはないか、何でもいい、壊れていてもいい、何かあるでしょ!」と言われました。仕方なく指輪を出したところ、「3千円で買い取る」と言われ売ってしまいましたが、よく考えると欲しい品の品なので返して欲しい。

【アドバイス】

本当の目的は貴金属! ? 売る気がなければお断り!

自宅に訪問して業者が貴金属などを買い取る「訪問購入」に関する相談が寄せられています。突然の訪問は禁止されているため、あらかじめ電話で買い取りの話があります。

最初は「古着や古い靴」とありそうな物から入りますが、その後、貴金属の話になることが多くあります。契約書を受け取って8日以内であればクーリング・オフができます。(ただし、家具、家電など適用されない物もあります。)クーリング・オフ期間は商品の引渡を拒むこともできます。売りたい場合はきっぱり断りましょう。

第4火曜日は相談と出前講座の日です。
お気軽に消費生活相談窓口をご利用ください。

大山町役場住民生活課

☎0859-54-5210 (平日)

鳥取県消費生活センター

(米子コンベンションセンター4F)

☎0859-34-2648 (平日・土日)

八橋警察署

☎0858-49-0110